

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年11月10日（火）午前10時02分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史陸 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	阿多 己清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	田島 博文 君	建設部長	猿渡 千弘 君
商工観光部長	谷口 隆幸 君	まちづくり調整監	池水 清人 君
林務水産課長	中馬 聡 君	耕地課長	塩屋 一成 君
商工振興課長	池田 豊明 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
都市計画課長	三島 由起博 君	林務水産課課長補佐	大坪 伸章 君
林務水産課主幹	山本 秀一 君	耕地課主幹	森 裕之 君
耕地課主幹	谷口 誠一 君	商工振興課主幹	梶 敏行 君
建設施設管理課主幹	鶴園 裕之 君	都市計画課主幹	肥後 克典 君
林務水産課林務水産Gサプリーダー	清藤 明夫 君	商工振興課商工観光政策Gサプリーダー	西村 賢三 君

- 5 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

霧島市商工会会長	中村 博美 君	霧島市商工会事務局長	満留 寛 君
広域指導センター長	藤田 孝一郎 君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第2号 無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について

陳情第4号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について

陳情第5号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和3年度補助金（当初）の要望について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時02分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る10月1日の本会議で本委員会に付託になりました陳情2件及び継続審査となっております陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第4号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について及び

△ 陳情第5号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和3年度補助金（当初）の要望について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、陳情第4号、商工会に対する令和3年度補助金要望等について及び陳情第5号、特産品の販路開拓支援事業に関する令和3年度補助金（当初）の要望についてを一括して審査いたします。陳情内容の説明を求めます。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

陳情第4号、商工会に対する令和3年度補助金要望等について、陳情の趣旨を読み上げます。1点目、商工会に対する令和3年度補助金の増額についてございます。商工会は、これまで、活力ある地域経済の発展を目指して、小規模事業者の経営改善と地域商工業の振興発展を図るとともに、さらには、各種のイベント・ボランティア活動、社会一般の福祉に増進に資する事業等を実施することにより、地域社会全体の振興発展と活性化に積極的に取り組んでまいりました。また、小規模企業振興基本法に基づく伴走型支援や創業支援を行うとともに、地域の農水産物等を活用した農商工連携や6次産業化に向けた支援、国内外販路開拓の支援、観光資源の開発・改良、市場開拓による地域資源活用の推進、ブランド力構築等の事業を積極的に推進するなど、多様化する商工業者の相談・ニーズに対し、より高度で専門的な指導を行っております。併せて、地方公共団体が行う地方創生に向けて、地域の課題解決、地域活性化等の事業に積極的に取り組み、地方創生の主体的な役割を果しているところでもあります。特に、今般の新型コロナウイルスの影響を受けた地域の小規模事業者に対して、国、県、市町村等の事業を活用し、行政と連携しながら、支援を行い、地域経済の再生に取り組んでいるところです。商工会がこのような事業を実施するに当たっては、地元行政との強固な連携が不可欠であると同時に、その財源の安定的確保による財政基盤の強化が大きな課題となっております。しかしながら、商工会においては、各種事業を遂行する上で自己負担金が増大し、そのための財源捻出に苦慮しているのが現状です。また、商工会は公益法人であることから、営利事業を行うことができず、運営をするに当たり、行政からの補助金収入に頼らざるを得

ない状況でもあります。このため、商工会の運営等に対する令和3年度補助金を増額していただくようお願い申し上げます。2点目は、地域特産品の販路開拓支援事業等に対する予算的支援についてでございます。商工会・商工会連合会では、地域の特産品の国内外への販路開拓等に取り組んでおります。県内では、平成26年からアンテナショップかご市を鹿児島市の天文館にオープンし、地域で作ったものを地域で売る、いわゆる地産地販を強力に推進するとともに、県等の補助事業を活用しながら、小規模事業者が開発した新特産品をかご市内でテスト販売し、販売開拓及び商品力向上を支援するなど、特産品の販路開拓に取り組んでいます。また、県外及び海外では国等の補助事業を活用しながら、東京都でのかごしま逸品うまいもんフェア、ベトナムでのJAPANブランド育成支援事業、フランス等での欧州市場販路開拓支援事業を実施し、特産品の販路開拓にも取り組んでいます。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症による影響を克服し、特産品の販売促進を図るためには、特産品の販路開拓支援事業をより一層進める必要があります。このため、特産品の販路開拓等を進める上で、本陳情を採択いただきまして、県の補助金に加え、霧島市の予算的な支援をお願い申し上げます。引き続き、陳情第5号、特産品の販路開拓支援事業に関する令和3年度補助金（当初）の要望について、陳情書を読み上げまして、御説明申し上げます。当会では、各商工会地域の特産品の販路開拓・拡大のために、アンテナショップかご市の運営、新商品の開発・テスト販売などのインキュベーション事業、県内外での特産品の販路開拓支援のための物産イベント等を鹿児島県及び各市町村の補助を得て実施しております。この販路開拓の取組により、特産品販売額の増大、新規取引先の開拓、新聞・テレビ等、マスコミ取材を通じた特産品等の知名度の向上などの成果が出てきております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の事業者及び地域経済は大きな影響を受けており、この影響を克服し、特産品の販売促進を図るためには、特産品の販路開拓支援事業をより一層進める必要があります。つきましては、県内小規模事業者の経済力向上、地元商工業の発展、地域経済の活性化に繋げるためにも、当事業に対する補助措置につきまして、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。助成いただいた市町村におかれましては、管内事業者のかご市での店頭販売や県内外の販路開拓イベント等での出張販売の際、優先して割り当てさせていただくほか、ふるさと納税や観光パンフレット等の設置など、店内の情報コーナーの使用ができることとなっております。御参考までに、昨年度までの霧島市商工会の会員事業者の出店・販売額の状況を掲載しております。管内事業者の特産品の販路開拓による経営に安定及び地域経済の発展のためにも、本陳情を採択いただきまして、何卒御協力賜りますようお願い申し上げます。なお、引き続き、本日配布しました資料につきまして、職員のほうから説明いたします。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

それでは、かごしま特産品市場かご市について説明いたします。お手元に、この資料をお配りしてあります。まず、1ページ目になります。所在地は鹿児島市東千石町15番21号、旧時報堂跡地に建っております。今年で6年目を迎えております。県内の地域特産品、焼酎、工芸品1,790品目以上

取り扱っている状況です。営業時間が午前10時から午後7時まで、お休みは元旦のみということで、現在、従業員13名を雇って運営を続けております。2番目の売上げの推移ですが、平成26年度、4,395万4,000円から始まりまして、直近の令和元年度は2億2,200万円と順調に売上げを伸ばしている状況です。出展店舗数ですが、平成26年度当初は190店舗だったんですが、令和元年度では約400店舗、約1,790品目の商品を取り扱っております。売場ですが、2階に焼酎や工芸品、1階に食料品等を取り扱っているということになっております。その他のかご市の活動状況等に関しては、この資料をお目通しいただければと思います。あと、お配りしておりますもう1枚の資料、小規模事業者販路開拓支援事業5か年計画・実績という資料について説明いたします。かご市自体は、県の補助金をメインに手数料等で運営を行っています。県の補助金に対してなんですけど、平成28年度4,000万円。平成29年度3,290万円。平成30年度が2,500万円。平成31年度が1,400万円。資料にはございませんが、令和2年度は400万円。令和3年度は、この時点からもうなしということで決定をしている状況です。このような県の補助金の減額から自己負担のほうはどうしても大きくなるという状況が見られております。あと、霧島市商工会のかご市への出店状況なんですけど、令和元年度は45事業所に出店いただいております。売上げが2,200万円ということです。平成30年度が43事業所に出店していただきまして、2億30万円の売上げ。平成29年度が48事業所に出店していただきまして、2億2,140万円の売上げとなっております。このようにかご市自体が県内小規模事業者、霧島地域の小規模事業者の販路開拓等にもかなり役立っている状況にもありますので、予算措置のほうをお願いしたいと思います。

○陳情者（霧島市商工会事務局長 満留 寛君）

引き続きまして、お手元に本日配布いたしました参考と書いた資料があるかと思います。令和元年度会員一人当たりの市町村補助金という形で、38商工会ございまして、会員一人当たり補助金額が幾らになるかというものでございまして、補助金額を会員数で割った額を掲載しておりますが、1位から上位10団体と30位から38位の低位9団体を掲載いたしております。そういった中におきまして、霧島市商工会は令和元年では32番目でございます。1,444万3,000円の補助金に対して、会員数が1,264名となっておりますので、会員一人当たりは1万1,426円という形でございます。それと、次の資料をご覧いただきたいと思いますが、鹿児島県内商工会の市町村補助金という形で、資料を提出いたしております。これにつきましては、会員数が600名以上の商工会会員一人当たりの市町村補助金額でございます。令和元年度につきましては600名以上の商工会の中では8番目となっております。平成30年度も8番目、平成29年度は9番目という形になっております。なお、この会員一人当たりの補助金額というのものには、この表のうち、指定補助金という形で花火大会とか利子補給、商品券発行事業等、こういった事業への補助金というものも含まれておりますので、単純には比較できないかもしれませんが、県内商工会の中では、補助金額としては、会員一人当たりについては、低位のほうにある状況ではございます。これまで霧島市から商工会への補助金につきましては、ここ数年、減額されることなく、数年前からは花火大会への補助350万円と創業スクール開催補

助という形で30万円増額いただいている状況でございます。そういった中におきまして、陳情第4号と陳情第5号につきましては、陳情第5号の、この販路開拓支援事業、かご市への補助金というのが、陳情第4号のほうにも重複して入っている状況でございます。これにつきましては、鹿児島県商工会連合会のほうで統一した形で、この陳情書を作成しております。若干、市町村に応じた変更を加えた中で提出いたしているところでございますので、その辺りも考慮いただければと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、陳情番号を明確にしてお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

陳情第5号の資料の中で、売上げが2,200万5,211円となっておりますが、この主な商品は何ですか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）。

ほとんどが霧島市内の製造業の方が多いところがあります。お茶が多くて、あと福山の黒酢です。あとは蜂蜜せんべいであったり、お菓子類です。あと、鹿児島ならではの地元銘菓かるかん、お惣菜関係、お漬物関係です。そういったものが大半を占めている状況です。あと、工芸品ではカップ関係です。紅葉窯さんがあるのでしょうか。そういった陶器類の販売の売上げが上がっているということになっております。

○委員（池田 守君）

商工会の皆様方には、地域の商工業の推進のために御努力いただいて、お礼を申し上げたいと思います。この陳情第4号なんですけれども、第1項目については毎年、要望書という形で頂いていたと思うんですが、今回、陳情という形で出されたという経緯はどういうことですか。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

今まで、要望書という形で、何回か要望させていただいておりました。先ほど、事務局長から説明がありましたように、今回、県のほうの補助事業が終わるというようなことで、自主財源の確保にどうしても努めなければ、かご市をこのまま運営することができないという非常に危機感を持ちまして、今までは、ある程度任意的なところで、その30万円というのを拠出させていただいた自治体、そして何回もお願いしているにもかかわらず、出していない所があったりして、県連のほうとすれば、新年度においては全ての商工会で、その30万円の拠出について、全力で取り組んでほしいという強い決意が示されました。ご覧いただいたように、私ども霧島市商工会は、全38商工会の中で、ずっと2番目の売上げという実績を上げております。2番目の実績を上げておきながら、拠出をしてないということについて、100万円も売ってない商工会が30万円拠出をされている。非常に財政基盤が脆弱の所の商工会も30万円出してるというようなところで不公平ではないかという強い意見も出ました。したがって、今回は何が何でも、この補助金等について御理解いただいて、採択いただければ、この30万円の拠出について、私どもは周りの商工会とも歩調を合わせながら、何が何でも

抛出をして、このかご市を守っていきたいという強い思いを持っているところでございます。

○委員（池田 守君）

分かりました。今日のこの資料の中で、かごしま特産品市場かご市、それから、こちらの資料では特産品販路開拓支援事業計画案とか小規模事業者販路開拓支援事業5か年計画とか、用語がちょっと違うんですけど、全く同じものなんですか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

名前は違いますが、全く同じかごしま特産品市場に関する資料ということになります。

○委員（松元 深君）

先ほど、県の補助金はなくなるというようなことでしたが、予算書案に1,000万円とかいてあるのですが、この部分と、それと抛出額については、県連で話合いがあったと思うんですが、この規模によって50万円とか、そういう話はなかったのか、お伺いします。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

今年度の予算書の県の補助金1,000万円ですけれども、これは公募型の事業に申込みをしたということで、これが過去の5年間の補助金はほぼ確定で頂けていたんですけれども、今年に関しては公募型、採択されれば1000万円と。不採択となればゼロということで、今のうちでは未定という流れになっております。ですから来年以降も、公募型でしか県は支出しませんよという流れになっております。

○委員（池田 守君）

5か年計画・実績の表ですけれども、当初、鹿児島県の補助金が4,000万円あったものが、それが3,290万円、2,500万円、1,400万円、そして、令和3年がなくなるという説明でしたけれども、県は、どうしてそういう減額をしてきたのか、その背景はどういうことですか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

これは平成28年度、伊藤知事の頃だったんですけれども、県の補助金ということで出ているんですが、実際は中小企業庁の補助金。これを県のほうに移行して、県が県連に支出しますという補助金になります。その関係で、5か年計画で当初からもう組まれていた予算ということになっております。

○委員（池田 守君）

ということは、県としては、5か年間は補助するけれども、あとは自立しなさいよという、そういった意味合いがあったということでしょうか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

県もですが、県連の森会長もそうなんですけれども、以前から補助金に頼らない運営をというのはいつも言っているらしいです。最終的には補助金に頼らない運営をしていくつもりだったんですが、今回は新型コロナウイルスで大分計画が狂っております。

○委員（池田 守君）

今、新型コロナウイルスのことをおっしゃったんですけども、今回は特に新型コロナウイルスの影響が大きいということで、どうしても来年度に向けては支援が必要だということなんですけれども、その後の再来年度とか、そういった見通しというのはどういいうふうに考えていらっしゃいますか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

今年度からオンラインショップ、こちらのほうにかなりウエイトを高めていきます。ただ、かご市なんですけれども、客層が地元の方が大体75%なんです。普段の生活として使っていただけるアンテナショップということで、観光客が減っても、さほど売上の影響は考えてないんですが、今年は新型コロナウイルスということで大分落ち込みはしましたけれども、今年から来年、再来年、Web、オンラインに力を入れた運営を行っていくということになっております。

○委員（松元 深君）

先ほど聴いたのですが、県の補助金が、公募型で確定していない中ですが、その中で30万円ではなくて、拠出額を多くという話はないでしょうか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

拠出額の30万円に対して、まだ多くという話は、これまでも、これからも今後出ることはないと思います。一律で負担できる金額ということでお願いをしているということです。

○委員（松元 深君）

私が心配するのは、30万円の拠出で、この運営が成り立っていくのかなということがあって、そういう話はなかったのかということを確認したかったのですが。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

30万円で38商工会ですので、大体1,140万円の収入になります。かご市の店舗の家賃が約1,360万8,000円です。ですから、その分の負担は、その補助金で補えるのかなと思っております。

○委員（阿多己清君）

補助金の増額という気持ちもあるかと思うんですけども、実際、これまで要望書等を毎年頂いて、財政当局、市長のほうになるんでしょうけれども、補助金が、年々、削減の一途をたどっている中で、商工会とは、数年前に所管事務調査等でいろいろと執行当局に増額という気持ちで、議会のほうでも、そういう運動をした経緯があります。それ以降、削減というのではなくて、前年度を守るという立ち位置で今きているかと認識しているところなんですけれども、気持ち的には、昨年度の額を守るというお気持ちもあるのかどうか。プラスアルファを望んでおられるのか、そこらをお聴かせいただければと思います。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

阿多委員のほうからございましたが、今までは現状維持ということで、市の財政というものが大変厳しいということは私どもも理解をしているつもりでございますので、何とか前年度を維持していきたいという気持ちで今まではおりました。ただ、今回、増額という表現をさせていただいたの

は、このかご市の30万円というものを、どうしても項目として挙げさせていただきたいと。今までの現状維持のところに30万円を載せていただきたいと。というのは、商工会の自主運営も、この新型コロナウイルスの影響で、会員さんが大変厳しい状況でございます。そして、私どもも、今、会員さんのためにいろいろなお手伝いをしている中で、手数料を払うのも大変だろうと。自分たちが頑張れるところを頑張って、手数料を免除して、自主財源の確保が大変厳しくなっていくことが予想されます。そういった中で、これをもし自主財源の中からということになると、ちょっと運営自体が厳しくなっていくのではないかなということ、今回は強くそこをお願い申し上げたいと。そして、冒頭申し上げましたが、横並びが仮に他の所がなくても、これだけの売上げを上げている霧島市商工会とすれば、他の商工会がやらなくても、絶対に我々は財源を確保し、拠出をしたいという強い気持ちを持っているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

資料の小規模事業者販売開拓支援事業5か年計画・実績で販売手数料の金額が書いてあるのですが、これが要はかご市全体の売上げだと考えていいですか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

この販売手数料がかご市自体の収入になります。店内の販売は事業所さんから売価の20%ですね。店頭販売は10%、その合計を足した利益という手数料がこの金額ということになります。

○委員（宮田竜二君）

総売上げは幾らぐらいですか。

○陳情者（広域支援センター長 藤田孝一郎君）

昨年が2億2,000万円程で、大体2億2,000万円から2億3,000万円で推移しております。

○委員（宮田竜二君）

霧島市商工会の令和元年度の売上げが2,200万円ということで、大体、かご市の総売上げの10%ぐらいが霧島市と。それで考えると、霧島市としてはほかの商工会からすると、もう少し補助金をと。そういうような趣旨ではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

大変有り難いお言葉なんですけど、本来であれば、1割を霧島市商工会が売上げをしてるので、それに見合った拠出をするべきなんだろうけれども、大きい小さいに関係なく、一律30万円というやり方を県連のほうで決めておりますので、これ以上の拠出については、今の段階では、県連としても考えていないということです。ただ、その表の中にあるように、離島の関係の方々、やはり離島から鹿児島のほうに持ってくるとか、それなりの大変ご苦勞をされていらっしゃるわけでございます。それでも30万円を拠出していただいているということは、もう本当に頭の下がる思いでございますので、今回については、ぜひぜひ、お願いを申し上げたいというふうに思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、陳情第4号及び陳情第5号についての陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時42分」

「再開 午前10時43分」

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。審査を続けます。陳情第4号及び陳情第5号について、執行部の見解をお願いします。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

鹿児島県商工会連合会及び霧島市商工会から、霧島市商工会に対する令和3年度補助金の増額並びに特産品の販売開拓支援事業に関する令和3年度補助金（当初）の予算措置の要望について、陳情が上がってきておりますけれども、本市の霧島市商工会育成補助金等に対する現状と考え方につきまして、商工振興課長が説明しますので、御審査くださるようお願いいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

陳情第4号と陳情第5号につきましては、関連がありますので、一括して見解説明いたします。まず、陳情第4号について説明いたします。霧島市商工会への補助金につきましては、霧島市補助金等交付規則に基づき、霧島市商工会が行う商工業の活性化や労務対策等の活動の推進を図る活動に対して補助金を交付しています。補助額につきましては、毎年、霧島市商工会から提出される要望書を基に前年度決算書及び補助金充当額明細書等において実施された事業の活動内容と補助金交付の趣旨と照らし合わせ精査を行い、翌年度予算の協議・検討を行っているところであり、過去5年間、同額の補助金を交付しています。本市は、商工業者の経営の安定を図るための直接的な支援ノウハウを有しておらず、より専門的な経営指導員による経営相談や講習会等を実施する霧島市商工会に対し支援を行うことで、市内商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図ることが出来ると考えており、平成30年度からは新たに創業スクール開催事業への補助金の増額を行い、また令和元年度からは、各地区花火大会支援事業として別枠で補助金交付を行っているところです。つきましては、今後も商工会が実施する各事業内容について、新たに行う事業、継続する事業等など、状況を精査しながら、補助金額を検討していきたいと考えています。次に、陳情第5号について説明いたします。かごしま特産品市場、通称かご市につきましては、平成26年6月に天文館はいから通りに店舗を開設し、平成27年4月には集客力のより強い天文館本通りに移転され、商工業者の販売開拓支援として新たなビジネスチャンスを創出することを目的に展開されてきたと聞いています。その後、運営経費を事業者からの販売手数料で賄うことが難しくなってきたことから、商工会を通して、市に30万円の補助金要望がされてきたところです。かご市の事業につきましては、コロナ渦の前から現在まで、厳しい状況にある小規模事業への事業支援へ繋がることは理解できるのですが、市からの補助金拠出につきましては、霧島市内の小規模事業者約2,000事業所のうち、かご市

への参画事業者は45事業所である状況や本事業における他自治体の補助金拠出状況等も考慮しながら、対応を検討していきたいと考えています。以上で、陳情第4号、陳情第5号についての説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（池田 守君）

厳しい財政の中で、補助金の増額というのは非常に厳しいところだと思うんですが、先ほど他市町の状況を見ながらということでしたが、今の時点でどれくらい把握していらっしゃいますか。

○商工振興課長（池田豊明君）

他自治体は10自治体が負担金を拠出しているというふうに把握しております。

○委員（池田 守君）

過去の実績だと思うんですけども、恐らく、この陳情第4号、陳情第5号については、それぞれの自治体に出されているんだと思うんですが、それを受けて来年度に向けての動きというのは、今のところはまだないですか。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

10月30日に、一部の市町村でございますけれども確認をしておりますので、その状況を報告させていただきたいと思っております。まず、支出を予定しているところが、志布志市、これにつきましては、平成27年度から支出をされておまして、令和3年度も予算措置として30万円が計上される予定となっております。次に、鹿屋市でございます。こちらにつきましては、平成29年度から30万円補助金を出しておられます。令和3年度につきましても30万円を拠出する予定と聞いております。次に、支出がない市町村でございますけれども、薩摩川内市、これは10月30日現在ですけれども、陳情は出ていないということでございます。それで予算措置も当然されないというようなことございました。あと、始良市、こちらについては、陳情は出ておまして、令和3年度の予算措置については、増額は財政上厳しく、他市町村と比べて補助金額が大きい。それは商工会も理解していることから、来年度以降も厳しい状況ではありますけれども、これまでの既定予算の中で30万円を出す予定というふうに聞いております。

○委員（池田 守君）

このかごしま特産品市場かご市の在り方に関連するんだと思うんですけども、霧島市の参加事業者が45事業者ということで、数的には全体的には少ないと思うんですけども、このかご市全体として見れば、2億2,000万円ぐらいの売上げのうちの約1割が、この霧島市商工会からの事業者だという説明でした。そうした中で、販売手数料というのでは追いつかないから、これらを育てるために補助してほしいという趣旨だったと思うんですけども、これについて、結局、商工会のほうで出すお金がないということであったんですね。市としては商工会に霧島市から補助している中で、その中でやりくりして出すのはかまわないというような立場だと思うんですけども、それが

できないということで陳情にこられたんですが、全体に占めるウエイトについては、どういうふう
に考えていらっしゃるでしょうか。

○商工振興課長（池田豊明君）

本市としては、小規模事業者が2,000ある中の45事業者、令和2年度につきましては、ちょっと少
なくなつて32業者というふう聞いております。やはり、本市として小規模事業者に支援していく
中で、県と連合会で始められたかご市ではあるんですが、経営的なものについて、補助金を出して
いくと。県内のウエイトというよりは、市内の2,000の事業者の中での45というところを重要視する
べきかと考えております。そういう形で抛出のほうは今まではしていないところです。

○委員（宮田竜二君）

陳情第5号についての口述書で、慎重に対応を検討ということなんですけれども、かご市の在り
方というところが、地方創生のために商工会がいろいろ頑張ってくれているというのは、先ほども
執行部からの話もありましたように、それは共通認識なんですけれども、先ほど、他の自治体では
30万円の補助金を表明しているところもあるし、陳情がないところは、陳情がないからないとい
うことなんですけれど、今回、霧島市の場合も、改めてこういうふう陳情が来たわけなんですけれど、
先ほどありましたように霧島市商工会のウエイトというところもありますし、私は、霧島市として
は、今まで創業スクールに30万円の補助ですとか、花火大会の350万円補助とか、そういうようなこ
ともされているので、やはり、本市としての商工会との在り方ということを考えれば、この陳情第
5号に関しましては慎重にということではありますが、私としては補助を出すべきではないかなと
思うんです。本市としての本市と商工会の在り方と言うのか、関係性から見てまだ慎重にというよ
うなところでしかないのでしょうか。もう少し前進するような考えなんではないでしょうか。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

先ほど、課長のほうからも答弁がございましたとおり、小規模事業者への支援ということでは理
解はしているところです。私のほうで財政の話をするのもなんですけれども、厳しい状況の中で商
工会、そのうちの45事業者への支援というところに焦点を当てて考えた場合に、やはり慎重に対応
せざるをえないというようなことを今は考えているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

先ほどの商工会の説明によりますと、2,200万円の売上げの中で主な商品は何かと質問したところ、
お茶とか、黒酢とかお菓子などということでした。先ほどの課長の説明では、約2,000事業所のうち
の45社ということでしたけれど、その後の説明では、令和2年度は32事業所という説明でした。45
から32にものすごく減っているんですが、その要因、なぜ、そんなに減ったのかお尋ねいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

事業者の減った要因ということについては、ちょっと把握をしておりません。

○委員（阿多己清君）

先ほども質疑等の中で出ましたけれども、かご市の売上げは、10分の1が本市の会員だというこ

とでありました。事業所そのものは令和2年度が32事業所ということで少ないですけれども、全体的な県のそういう特産品の販売等を一生懸命やっている事業の中の貢献と見れば、10分の1は本市が担っているということでもあります。かご市の運営が、この新型コロナウイルス関係で思わしくない部分もあると伺いましたけれども、そこらの配慮というのは全くないものなのか。こういう事態をしっかりと受け止めて、救うべきところは救うべきと私は思うんですけれども、商工観光部としては、いかがでしょうか。このかご市も含めてなんですけれども、全体的な商工会の予算も補助金も現状維持をするという、少なくともそういう気持ちも。先ほど伺いましたけれども、会員も本当に小さな事業所は大変だと。新型コロナウイルスで売上げも少ないという状況の中で、会員の負担金もちょっと保留をしてあげるとか、そういう配慮もされていると言われました。商工会の運営そのものも新型コロナウイルスの関係で厳しくなっている現状を踏まえて、そういう現時点の配慮は、いかがなんでしょうか。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

まず、新型コロナウイルス関係なんですけれども、皆さんの了承を頂きまして、事業継続給付金とか、プレミアム付き商品券、あと、利子補給の関係とか、様々な施策を打っておりまして、そういうことによりまして、事業者さんの一つの援助というか、そういう部分には繋がっているのかなと、まずは思っているところがございます。確かに今、委員おっしゃるとおり、小規模事業者の支援というのは非常に重要という認識は持っております。当初、かご市がスタートしたのが、確か平成26年であったと思います。それから7年、8年たっているんですけれども、私たちが説明に入る前にも説明があったかもしれませんが、5年で、言えば自分たちでやっていくんだよというようなこともペーパーで見せてもらっているんですけれども、当然、時代の流れというか、いろいろと様々な要件によって厳しい状況が発生しているというのは、重々分かってはいるんですけれども、その中で県の補助とか、国の補助とか、いろいろ出てきていると思うんですが、恐らく、そちらのほうがかットではないですけれども、ちょっと少なくなって、その分を、市のほうにとというようなことなんです。実は、私たち、このかご市の全体的な流れ、事業収支とか、そこら辺りは当初の段階から説明を受けていないし、決算とか、そこら辺りもないような状況の中で、先ほど申しましたとおりの一部、一部の事業所への支援というのはいかななものだろうかという部分が、今のところは、そういう認識というか、そういう考えであります。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、陳情第4号及び陳情第5号についての執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時07分」

「再開 午前11時10分」

△ 陳情第2号 無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、継続審査となっていました陳情第2号、無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情についてを審査いたします。前回の審査以降の進捗について、執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について、御説明申し上げます。本陳情につきましては、先の9月15日に開催された同委員会において御審査賜りました。その後、各担当課において協議、検討を致しました内容につきまして、各担当課長が御説明申し上げます。よろしく御審査賜りますようお願い致します。

○都市計画課長（三島由起博君）

当該地においては、前回の委員会前から造成行為が止っており、一定の造成等は終了したようです。先日も現地を確認しましたところ、当該地に大きな変化は見られませんでした。また、所有者においては伐採、造成の後、測量設計業者に開発の申請等を依頼しているようですが、業者がなかなか決まらない状況にあるようです。次に、前回の委員会におきまして御質問のありました件について御説明申し上げます。まず、土砂災害防止対策の観点から、砂防施設の設置の検討につきましては、県と現地調査を行ったところですが、引き続き県と協議してまいります。次に、開発行為に関する条例制定につきましては、今後も引き続き調査・研究してまいります。最後に、造成地からの排水の分散についてですが、当該地の地形が南側に大きく傾斜していることや元々の流域を変えて他の場所に排水することは、新たな災害を招くおそれがあるため、排水を分散させることは困難であると考えます。

○林務水産課長（中馬 聡君）

林務水産課としては、宅地造成、シラス採取等の進捗状況を確認するとともに、土砂流出防止のため植栽、枝条の設置等について適宜指導を行ってまいります。また、今後、1ha以下の小規模な林地開発につきましては、土砂の流出や災害の防止に配慮した適正な林地利用に誘導することを目的とした取扱要領等が制定できないか調査・研究してまいります。

○耕地課長（塩屋一成君）

里道の所有者である立場から開発業者に指導又は協議することについては、里道の位置を確定するための測量が必要となります。開発地に隣接する民有林を境界測量した会社に確認したところ、里道幅員が狭いため作業は非常に困難であるということでした。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

都市計画課長の口述で、造成行為が止まっておりということで、一定の造成等が終了したようですと書かれているんですけども、あそこの上のほうから下のほうに勾配が急勾配になっていたと思うんですけども、あそこに大きな岩とか、そういうものはないというような認識でいいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

前回の冒頭で御説明しましたとおり、今、重機等も引き上げておりまして、全くそういう現場のほうは動いていない状況です。先日も、現地のほうを見たところなんですけれども、元々あった石積みは当然残っているんですけども、特に大きな石というのは、従前と変わるようなものは見受けられなかった状況でございます。

○委員（川窪幸治君）

ということは落下物とか、下の道路に落ちてくるようなものは見受けられないという認識でよろしいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

立ち入りが難しいところもありまして、隅々の細かい所まで調査、確認はできていないところがございますけれども、見れる確認した範囲でいきますと、大きなそういう転石が下に落ちてくるというような状況は見られないところがございます。ただ、山林を伐採して、表面が露出しておりますので、やはり土砂が、山肌が侵食されている状況というのは多々見受けられたところがございます。

○委員（川窪幸治君）

今の答弁でいくと、侵食とか落下物の可能性はゼロではないということで、それは今後また県のほうとも協議、検討して、調査、研究をしていくということでもいいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

そのとおりでございます。

○委員（松元 深君）

市道沿いに大型土嚢をずっと積んで、もう長い期間になっているんですけど、あの状態をこのまま続けるのは良くないことと思うんですが、その辺についてはどのように対応されるんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

大型土嚢があって通行の支障になっているというのはございますが、今の状況であつたら流れ出さないんですけども、また大雨が降ったら流れ出すことが予想されるので、今はまだ除去ができない状況でございます。

○委員（松元 深君）

それを踏まえて、この陳情が出たと思うんですが、その根本的なところを今のところは考えてはいないということですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

木を伐採することによりまして、実際、土砂が大雨のときに流れ出しておりますので、それに対して、地元の方々が不安を思っているところがございます。我々としまして、道路のほうにそういった被害を被っておりますので、それに対して、今、大型土嚢で対応しているところがございますけれども、やはりこれが抜本的な対策になりませんので、先ほどの口述でもありましたように、県のほうと協議をしまして、砂防ダム関係とか、あるいは相手方に対して対策を講じてもらうようなことで対策をしていきたいというふうに考えています。

○委員（池田綱雄君）

今、それぞれの課長から説明があったわけですが、この差し止めができるかどうかという点については、全然触れていないように思います。ただ、災害が起こらないような処置をとというような説明だったと思いますが、市のほうで、この差し止めができるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

前回の委員会の中でも御説明申し上げたんですけども、施工している事業者に対して、法的な拘束力を持った措置というのが、市においてはできない状況でございます。例えば森林法であったり、都市計画法の開発行為に該当するのであれば、そういった法に沿って指導が可能となるんですけども、今のところ、それにも当たらないという状況ですので、現時点では差し止めといったようなものは法的な根拠がないので、できない状況でございます。

○委員（池田 守君）

先ほど、部長が土砂災害防止対策の関係から、砂防施設の設置の件について、県と現地調査を行い協議してまいりますということですが、この砂防施設の設置というのは、これは県が採択すれば、県が事業を行うということによろしいですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

事業自体は、県のほうですということでございます。ただ、いろいろな課題がありますので、今後、協議して、そういう形でできればいいんですけども、なかなか難しい課題があるようございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、陳情第2号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時22分」

「再開 午前11時23分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより陳情処理に入ります。

△ 陳情第2号 無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、陳情第2号、無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について、自由討議に入ります。意見はありませんか。[「休憩を」という声あり]しばらく休憩します。

「休憩 午前11時24分」

「再開 午前11時34分」

休憩前に引き続き会議を開きます。意見はありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結します。討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。意見はありませんか。趣旨採択や一部採択の意見があれば、ここで意見を出してください。

○委員（松元 深君）

この陳情第2号については3項目あるわけですが、それぞれ3項目ある中で法的にもできないようなことも執行部では言われておりますので、ぜひ、それぞれの項目についての採決の方法をとっていただきたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ほかに意見がないようですので、ここで採決方法に関わる採決を行います。陳情第2号については、一部採択の採決をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、ただいまから一部採択の採決を行います。陳情第2号の一部採択の採決に当たり、討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午前11時37分」

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第2号について陳情項目ごとに採決いたします。陳情項目1、当該開発事業者に対し、開発工事の差し止め並びに隣接する山林への境界、環境保全の対策を求めていただきたいについて、採択すべきものとするに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者ゼロです。賛成少数と認めます。したがって、陳情項目1については不採択とすべきものと決定しました。次に、陳情項目2、雨水の流失に伴う流水地域の災害止発生の未然の対策を講じ

ていただきたいについて、採択すべきものとするに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者7名。したがって、陳情項目2については、全会一致で採択すべきものと決定しました。次に、陳情項目3、里道の復旧復元を図っていただきたいについて、採択すべきものとするに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者ゼロです。賛成少数と認めます。したがって、陳情項目3については不採択とすべきものと決定しました。

△ 陳情第4号 商工会に対する令和3年度補助金要望等について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、陳情第4号、商工会に対する令和3年度補助金要望等について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結します。討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。意見はありませんか。趣旨採択や一部採択の意見があれば、ここで意見を出してください。

○委員（宮田竜二君）

本日、陳情の方と執行部から説明を受けました。それで今回、採決すべきものだと思います。

○委員（池田綱雄君）

私も、もう予算編成時期に近々入るだろうと思いますので、これは採決すべきだと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、採決することに決定いたしました。それでは、陳情第4号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第4号について、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第4号については、全会一致で採択すべきものと決定

いたしました。

△ 陳情第5号 特産品の販路開拓支援事業に関する令和3年度補助金（当初）の要望について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、陳情第5号、特産品の販路開拓支援事業に関する令和3年度補助金（当初）の要望について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（池田 守君）

陳情第5号について、具体的に特産品関係の説明を頂いたんですけども、令和3年度の予算書を見ますと、補助金について、県補助金が1,000万円組んであるんですけども、まだ未定と。そして、市町村補助金について1,140万円みであるんですけど、これも今の時点ではほとんどの市町村が出さないということになってくるわけです。そうすると、この事業自体が非常に不安定で、これに例えば霧島市が30万円拠出したにしても、事業自体が見通せないような状況にあると思うんです。それで非常に悩ましいんですけど、このまますんなりと賛成するというのもどうかという気が致しております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようですので、これで自由討議を終結します。討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。意見はありませんか。趣旨採択の意見があれば、ここで意見を出してください。

○委員（池田綱雄君）

先ほど来、商工会のほうからも説明がありました。この趣旨については、十分分かったところでございますが、この際、趣旨は分かったということで、趣旨採択というのはいかがかと思えます。

○委員（宮田竜二君）

趣旨採択も一つあるのですが、今、陳情第4号は採択すべきものとなりました。その中で、今回のかご市の件も入っていますので、それで陳情第5号を趣旨採択というのはちょっと矛盾が出てくると思います。私は、先ほど、陳情者からの話を聴きましたし、執行部の話も聴いて、その判断としまして、採決、継続かといったら、趣旨採択ではなくて、採決にすべきじゃないかと考えます。

○委員（池田 守君）

今、採決することとあったのですが、先ほど申し上げましたように、非常に不透明な部分があるから、この際、もうちょっと様子を見るという意味では継続というのも提案したいと思えます。

○委員長（蔵原 勇君）

それでは、継続ということも出ましたので、まず、採決すべきか継続とすべきかをお諮りしたいと思います。採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

「採決すべきものとする者起立」

起立者5名で起立多数と認めます。したがって、採決すべきもの決定しました。ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午前11時53分」

「再開 午前11時53分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、趣旨採択との意見がありました。

○委員（宮田竜二君）

私は、先ほど言いましたけれども、陳情の方の説明も頂きましたし、執行部側の説明も頂きました。その中で、このかご市の取組として、霧島市商工会のウエイトということを考えますと、趣旨採択ではなく、採決すべき案件だと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ほかになければ、ここで、採決方法にかかる採決を行います。陳情第5号について、趣旨採択の採決のすることに、賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者4名で、賛成多数と認めます。したがって、陳情第5号の趣旨採択の採決にあたり、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。陳情第5号について、趣旨採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」という声あり]

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。陳情第5号について、趣旨採択すべきものと決定することに、賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者4名で、賛成多数と認めます。したがって、陳情第5号は、趣旨採択すべきものと決定いたしました。以上で、陳情処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「委員長一任」と言う声あり]

委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時59分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

蔵 原 勇